

## 見直し対象施設新旧一覧

施設名	所管課	ページ
とびしま総合センター	まちづくり推進課	1
青沢克雪管理センター	まちづくり推進課	2
コミュニティセンター	まちづくり推進課	3
八幡交流ホール	八幡地域振興課	4
身体障害者福祉センター	福祉課	5
滝の里ふれあい館	福祉課	6
健康センター	健康課	7
酒田勤労者福祉センター	商工港湾課	8
山王くらぶ	交流観光課	9
交流ひろば	地域共生課	10
公園会館	土木課	11
農林研修施設	農政課	12
悠々の杜活性化施設	農政課	15
農村環境改善センター	農林水産課	16
中央公民館	社会教育文化課	17
ひらた生涯学習センター	社会教育文化課	18
ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設	社会教育文化課	19
資料館	社会教育文化課	20
写真展示館	社会教育文化課	21
旧燈屋	社会教育文化課	22
眺海の森天体観測館	社会教育文化課	23
出羽遊心館	社会教育文化課	24
美術館	社会教育文化課	25
公益研修センター	社会教育文化課	26
阿部記念館	社会教育文化課	28
松山歴史公園	社会教育文化課	29
清亀園	社会教育文化課	31

施設名	所管課	ページ
体育施設設置管理条例関係施設	スポーツ振興課	
光ヶ丘野球場（屋内練習場含む）		33
八森野球場		34
光ヶ丘陸上競技場		35
光ヶ丘テニスコート、国体記念テニスコート、 八森テニスコート、眺海の森テニスコート		36
山小舎		37
光ヶ丘プール		38
市体育館		39
亀ヶ崎記念会館		41
南体育館		42
親子スポーツ会館		43
国体記念体育館		44
勤労者体育センター		47
八幡体育館		48
松山体育館		49
平田体育館		50
光ヶ丘球技場		51
飯森山多目的グラウンド、光ヶ丘多目的グラウンド、 松山多目的運動広場、眺海の森グラウンド		52
武道館		53
相撲場		55
修道館		56
八森パークゴルフ場		57
平田B&G海洋センター	スポーツ振興課	58

※ 表中「（新）」料金の適用は、令和2年4月1日からとなる。

○ とびしま総合センター

所管課：まちづくり推進課（とびしま総合センター） TEL95-2001

(旧)

(新)

区分	基本使用料			追加使用料	
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
集会室	1,650円	1,650円	1,870円	330円	440円
研修室	330円	330円	440円	60円	80円
保養室	490円	490円	550円	90円	110円
娯楽室					
会議室					
1室	220円	220円	270円	40円	50円
2室	440円	440円	490円	60円	90円
講座室	330円	330円	440円	60円	80円
相談室	270円	270円	330円	50円	60円
談話室	220円	220円	270円	40円	50円
調理室	330円	330円	440円	60円	80円

備考

- 1 使用時間の区分は、特別の事情があると認めた場合は、これを変更することができる。
- 2 追加使用料は、超過1時間ごとに加算する額とする。
- 3 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、基本使用料及び追加使用料の3割増しの料金とする。
- 4 暖房機器又は冷房機器を使用する場合は、暖房料又は冷房料として基本使用料及び追加使用料の5割の額を徴収する。
- 5 前3項により算出した額に、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

区分	使用料	
1階	集会室	1回につき 3,300円
	保育室	1回につき 660円
	保養室	1回につき 660円
	娯楽室	1回につき 660円
	調理室	1回につき 660円
2階	宿泊室（1）	1回につき 330円
	宿泊室（2）	1回につき 660円
	講座室	1回につき 660円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 2 午前9時から午後1時まで及び午後1時から午後5時までをそれぞれ1回とする。
- 3 特別の事情があり市長が必要と認めた場合は、臨時的に夜間の使用ができるものとし、午後5時から午前9時までを1回とし、使用料の2倍の額とする。
- 4 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 5 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

○ 青沢克雪管理センター

所管課：まちづくり推進課 Tel.26-5725

(旧)

区分	使用料
営業を目的としない利用	1回につき 2,100円
営業を目的とする利用	1回につき 10,480円

(新)

使用料
1回につき 2,510円

備考

- 1 使用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとし、これを1回とする。ただし、使用時間がこれに満たない場合は、使用の許可の申請をした時間をもって1回とする。
- 2 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 3 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

○ コミュニティセンター

所管課：まちづくり推進課 Tel.26-5725

(旧)

(新)

区分	各室使用料			暖房料	冷房料
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで		
会議室	550円	550円	770円	520円	520円
料理実習室	770円	770円	990円	520円	
集会室	1,100円	1,100円	1,650円	1,050円	1,050円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとし、使用料は午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。ただし、酒田市飛島コミュニティセンターについては、酒田市とびしま総合センター設置管理条例別表に規定する時間区分とし、使用料金についても同表に規定する使用料と同額とする。
- 2 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。
- 3 暖房料及び冷房料は、使用時間の区分ごとの料金とする。

区分	使用料		
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで
会議室	1回につき 1,100円	1回につき 1,100円	1回につき 1,230円
料理実習室	1回につき 1,290円	1回につき 1,290円	1回につき 1,450円
集会室	1回につき 2,200円	1回につき 2,200円	1回につき 2,470円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。
- 2 午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。ただし、酒田市飛島コミュニティセンターについては、酒田市とびしま総合センター設置管理条例別表に規定する時間区分とし、使用料についても同表に規定する使用料と同額とする。
- 3 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 4 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

○ 八幡交流ホール

所管課：八幡総合支所地域振興課 Tel64-3111

(旧)

(新)

区分	各室使用料			暖房料	冷房料
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで		
会議室	550円	550円	770円	520円	520円
ホール	1,650円	1,650円	2,200円	1,570円	1,570円

備考

- 1 使用時間は午前9時から午後9時30分までとし、使用料は午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回分とする。
- 2 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。
- 3 暖房料及び冷房料は、使用時間の区分ごとの料金とする。

区分	使用料
会議室	1回につき 550円
ホール	1回につき 3,300円

備考

- 1 使用時間は午前9時から午後9時30分までとする。
- 2 午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。
- 3 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 4 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

○ 身体障害者福祉センター

所管課：福祉課 Tel.26-5733

(旧)

(新)

区分	使用料		
	1日	半日	夜間
大集会室	6,020円	3,630円	3,960円
相談室	1,650円	990円	1,650円
<p>摘要</p> <p>1 冷暖房の使用料は、所定の使用料に0.3を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>2 時間区分</p> <p>(1) 1日とは、午前9時から午後4時30分までをいう。</p> <p>(2) 半日とは、午前9時から正午まで又は午後1時から午後4時30分までをいう。</p> <p>(3) 夜間とは、午後6時から午後9時までをいう。</p>			

区分	使用料	
大集会室	1日につき 10,820円	1回につき 6,520円
相談室	1日につき 1,650円	1回につき 990円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 午前9時から午後4時30分までを1日とする。
- 3 午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回とする。
- 4 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 5 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

○ 滝の里ふれあい館

所管課：福祉課 Tel.26-5731

(旧)

(新)

区分	各室使用料			備考
	午前	午後	夜間	
教養室	1,150円	1,150円	1,570円	冷暖房の使用料は、1室1区分当たり520円とする。
交歓室	1,150円	1,150円	1,570円	
保養室	1,150円	1,150円	1,570円	
料理交流室	1,570円	1,570円	2,100円	
摘要 上記使用料に加算される料金 (1) 寝具損料及び洗濯料(実費) (2) 常設備品以外の備品損料(実費) (3) 消耗品代(実費) (4) 管理料(実費)				

備考

- 1 使用区分の午前とは午前9時から午後1時までをいう。  
午後とは、午前1時から午後5時までをいう。  
夜間とは、午後5時から午後9時までをいう。
- 2 使用時間には、準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 3 延長したときの使用料は、1時間あたり300円とする。1時間に満たない時間は1時間に引き上げる。
- 4 営利を目的とする場合は、3倍の各室使用料を徴収する。

区分	使用料
教養室	1回につき 1,150円
交歓室	1回につき 1,150円
保養室	1回につき 1,150円
料理交流室	1回につき 1,350円
摘要 上記使用料に加算される料金 (1) 寝具損料及び洗濯料(実費) (2) 常設備品以外の備品損料(実費) (3) 消耗品代(実費) (4) 管理料(実費)	

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。
- 3 入場料(入場料とみなされるものを含む。)を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 4 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

○ 健康センター

所管課：健康課 Tel.24-5733

(旧)

1 酒田市民健康センター使用料

区分	各室使用料		暖房料	冷房料
	半日	夜間		
大研修室兼運動指導室	2,200円	2,420円	730円	520円
集団検診ホール	1,760円	1,980円	630円	420円
栄養指導室	990円	1,100円	420円	220円
研修室	880円	990円	310円	220円
健康相談室	660円	770円	220円	220円
健康教育室	660円	770円	220円	220円
会議室 1	330円	440円	110円	110円
会議室 2	550円	660円	220円	220円
会議室 3	440円	550円	110円	110円
会議室 4	220円	330円	110円	110円
会議室 5	220円	330円	110円	110円
会議室 6	220円	330円	110円	110円
会議室 7	440円	550円	110円	110円

備考

1 時間区分

- (1) 半日とは、午前8時30分から午後1時まで及び午後1時から午後5時までをいう。
- (2) 夜間とは、午後5時から午後9時30分までをいう。

2 暖房料及び冷房料は、半日、夜間ごとの額とする。

2 平田健康福祉センター使用料

区分	使用料	暖房料	冷房料
集会室	1時間につき 520円	220円	220円
保健室	1時間につき 420円	170円	170円
会議室 1	1時間につき 420円	170円	170円
会議室 2	1時間につき 420円	170円	170円
調理実習室	1時間につき 520円	220円	220円
筋力トレーニング器具	1月につき 520円		
	1回につき 160円		

備考

- 1 使用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。
- 2 興行や営利を目的とする場合は、所定の使用料の3倍の額とする。
- 3 暖房料及び冷房料は、1時間ごとの額とする。
- 4 筋力トレーニング器具を使用する者は、事前に器具使用講習会を受講しなければならない。

(新)

1 酒田市民健康センター使用料

区分	使用料
大研修室兼運動指導室	1回につき 4,400円
集団検診ホール	1回につき 3,500円
栄養指導室	1回につき 1,980円
研修室	1回につき 1,760円
健康相談室	1回につき 1,300円
会議室 1	1回につき 660円
会議室 2 (別館)	1回につき 1,100円
会議室 3 (別館)	1回につき 420円
会議室 4 (別館)	1回につき 880円

備考

- 1 使用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。
- 2 午前8時30分から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。
- 3 入場料(入場料とみなされるものを含む。以下同じ。)を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 4 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

2 平田健康福祉センター使用料

区分	使用料
集会室	1時間につき 1,040円
保健室	1時間につき 850円
会議室 1	1時間につき 850円
会議室 2	1時間につき 850円
調理実習室	1時間につき 1,040円
筋力トレーニング器具	1月につき 520円
	1回につき 160円

備考

- 1 使用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。
- 2 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 3 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。
- 4 筋力トレーニング器具を使用する者は、事前に器具使用講習会を受講しなければならない。



○ 酒田勤労者福祉センター

所管課：商工港湾課 TEL26-5757

(旧)

1 室等使用料

区分			各室使用料			暖房料	冷房料
			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで		
教養文化室	一般使用	勤労者	770円	880円	1,100円	1,050円	1,050円
		その他	880円	1,100円	1,320円		
	特別使用	2,310円	2,640円	3,300円			
展示ホール	一般使用	勤労者	550円	660円	770円		
		その他	660円	770円	990円		
	特別使用	1,650円	1,980円	2,310円			
研修室	一般使用	勤労者	550円	660円	770円		
		その他	660円	770円	990円		
	特別使用	1,650円	1,980円	2,310円			
会議室	一般使用	勤労者	550円	660円	770円		
		その他	660円	770円	990円		
	特別使用	1,650円	1,980円	2,310円			
特別会議室	一般使用	勤労者	2,200円	2,640円	3,300円	1,570円	1,570円
		その他	2,750円	3,300円	4,070円		
	特別使用	6,600円	7,920円	9,900円			
着付教室	一般使用	勤労者	550円	660円	770円	1,050円	1,050円
		その他	660円	770円	990円		
	特別使用	1,650円	1,980円	2,310円			
多目的ホール	一般使用	勤労者	4,400円	5,250円	6,600円	4,190円	4,190円
		その他	5,500円	6,600円	8,250円		
	特別使用	13,200円	15,840円	19,800円			

備考

- 勤労者とは、事業所において雇用されている者をいう。
- 特別使用とは、入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用をいう。
- 酒類を伴う飲食のある使用のときの各室使用料は、使用時間の区分ごと50パーセント増の額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 暖房料及び冷房料は、使用時間の区分ごとの料金とする。

2 器具等使用料

音響措置、16mm映写機、スライド映写機、ビデオプロジェクター、ミラーボール、ピンスポットライト、ピアノ、エレクトーン及びこれらに類するもの（持込みのものを含む。）	1品目につき使用時間の区分ごとに1,100円
著しく電気、ガス及び水道を使用する場合	実費

(新)

1 室等使用料

区分	各室使用料1回分
教養文化室	1,230円
展示ホール	1,760円
研修室	880円
会議室	880円
特別会議室	1,540円
着付教室	880円
多目的ホール	7,040円

備考

- 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。
- 午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。
- 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。
- 酒類を伴う飲食のある使用の場合は、使用料（前2項の場合には、当該各項の規定による使用料）に100分の150を乗じて得た額とする。
- 前項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

2 器具等使用料

音響措置、ビデオプロジェクター、ピアノ、エレクトーン及びこれらに類するもの（持込みのものを含む。）	1品目につき使用時間の1回分ごとに1,100円
著しく電気、ガス及び水道を使用する場合	実費

○ 山王くらぶ

所管課：交流観光課 TEL26-5759

(旧)

山王くらぶ観覧料

区分	1人1回につき		年間利用券	
	個人	団体(20人以上)	個人(2人まで)	団体(10人まで)
一般	310円	250円	1,050円	5,240円
高校生及び大学生	220円	170円		
小学生及び中学生	110円	80円		

備考

- 1 学齢に達しない者は、無料とする。
- 2 企画展示期間中は、1人1回につき1,000円以内でその都度市長が定める額とする。ただし、年間利用券を提示した場合は、無料とする。
- 3 年間利用券の有効期間は、発行の日から1年とする。
- 4 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、50パーセントを割り引いた額とする。
- 5 身体障害者手帳第1種又は療育手帳Aの交付を受けた者と一緒に観覧する介助者1人は、50パーセントを割り引いた額とする。
- 6 前2項により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てることとする。
- 7 旅行に関する業務を取り扱う業者が主催する旅行の個人又は団体の観覧料については、10パーセントを割り引いた額とすることができる。

山王くらぶ催事室使用料

区分	各室使用料			使用時間区分ごとの暖房料
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	
催事室A(舞台側)	1,680円	1,680円	1,680円	420円
催事室B(中央)	1,430円	1,430円	1,430円	420円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 入場料(入場料とみなされてるものを含む。)を徴する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の2倍の金額を各室使用料とする。

(新)

山王くらぶ観覧料

区分	個人	団体(20人以上)	年間利用券	
			個人(2人まで入館できる。)	団体(10人まで入館できる。)
一般	1人1回につき 410円	1人1回につき 330円	1枚につき 1,360円	1枚につき 6,820円
高校生	1人1回につき 200円	1人1回につき 160円		
小学生及び中学生	1人1回につき 120円	1人1回につき 80円		

備考

- 1 小学校未就学児は、無料とする。
- 2 企画展示の場合は、1人1回につき1,000円以内でその都度市長が定める額とすることができる。
- 3 年間利用券の有効期間は、発行の日から1年とする。
- 4 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者1人は、当該観覧料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 旅行に関する業務を取り扱う業者が主催する旅行の参加者である個人又は団体の観覧料については、当該観覧料に100分の90を乗じて得た額とすることができる。
- 6 前2項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

山王くらぶ催事室使用料

区分	使用料
催事室A(舞台側)	1回につき 3,360円
催事室B(中央)	1回につき 2,860円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。
- 3 入場料(入場料とみなされてるものを含む。)を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 4 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

○ 交流ひろば

所管課：地域共生課 TEL26-5612

(旧)

1 交流ひろば使用料

区分	使用料		
	使用料 1 回分	暖房料 1 回分	冷房料 1 回分
研修室	550円	1,050円	1,050円
調理室	550円	1,050円	1,050円

備考

- ア 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとし、使用料は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。
- イ 前項の使用時間については、特別の事情があると認めた場合は、これを変更することができる。
- ウ 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する場合は、使用料の2倍の金額を使用料とする。

2 駐車場使用料

駐車時間1時間までは1台につき150円とする。ただし、1時間を超える分については、30分ごとに100円を加算する。

(新)

1 交流ひろば使用料

区分	使用料 1 回分
研修室	1,100円
調理室	1,100円

備考

- ア 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとし、使用料は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。
- イ 前項の使用時間については、特別の事情があると認めた場合は、これを変更することができる。
- ウ 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- エ 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

2 駐車場使用料

駐車時間1時間までは1台につき150円とする。ただし、1時間を超える分については、30分ごとに100円を加算する。

○ 公園会館

所管課：土木課 Tel.26-5745

(旧)

(新)

区分	半日（4時間以内）	1日（8時間以内）	夜間
	1,100円	2,200円	1,320円

備考

- 1 夜間の使用は、原則として午後5時から午後9時までとする。
- 2 冬期間の使用料は、それぞれ暖房料として3割加算する。
- 3 前項により算出して得た額で、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

使用料	半日（4時間以内）	1日（8時間以内）	夜間
	1,100円	2,200円	1,100円

備考

- 1 夜間の使用は、原則として午後5時から午後9時までとする。
- 2 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 3 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

○ 農林研修施設

所管課：農政課 Tel.26-5792

(旧)

浜中農村研修センター使用料

区分	各室使用料			暖房料	冷房料
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで		
大会議室	1,650円	1,650円	2,200円	1,050円	／
加工処理施設	770円	770円	990円	520円	／
会議室	550円	550円	770円	520円	220円
図書室兼資料作成室	550円	550円	770円	520円	220円

備考

- 1 入場料（入場料とみなされるものを含む。以下同じ。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。
- 2 暖房料及び冷房料は、使用時間の区分ごとの料金とする。

北部農民センター使用料

区分	各室使用料			暖房料	冷房料
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで		
多目的ホール	1,650円	1,650円	2,200円	1,050円	／
加工実習室	770円	770円	990円	520円	／
研修室	550円	550円	770円	520円	220円
後継者研修室	550円	550円	770円	520円	220円
健康相談室	550円	550円	770円	520円	／

備考

- 1 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。
- 2 暖房料及び冷房料は、使用時間の区分ごとの料金とする。

みどり館使用料

区分	使用料 (1時間当たり)
会議室(Ⅰ)	420円
会議室(Ⅱ)	220円
研修室	520円
共同作業場	520円

備考

(新)

(1) 浜中農村研修センター、みどり館、やまもと農村交流センター及びスマート農業研修センター使用料

区分	使用料		
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室	1回につき 1,650円	1回につき 1,650円	1回につき 2,050円
加工室	1回につき 770円	1回につき 770円	1回につき 950円
研修室	1回につき 550円	1回につき 550円	1回につき 680円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、スマート農業研修センターは、午前9時から午後5時までとする。
- 2 午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後10時までをそれぞれ1回とする。
- 3 入場料（入場料とみなされるものを含む。以下同じ。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 4 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

(2) 北部農民センター、あすか、砂越コミュニティ施設及び郡鏡コミュニティ施設使用料

区分	使用料		
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで
会議室	1回につき 1,100円	1回につき 1,100円	1回につき 1,230円
料理実習室	1回につき 1,290円	1回につき 1,290円	1回につき 1,450円
集会室	1回につき 2,200円	1回につき 2,200円	1回につき 2,470円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。
- 2 午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。
- 3 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 4 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

- 1 興行や営利を目的とする場合は、所定の使用料の3倍の額とする。
- 2 冷暖房の使用料は、所定の使用料に0.4を乗じて得た額とし、10円未満の端数は切り捨てる。
- 3 調理実習室は、無料とする。

あすか使用料

区分	各室使用料			暖房料	冷房料
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで		
小研修室	550円	550円	770円	520円	520円
大研修室	550円	550円	770円	520円	/
大会議室	550円	550円	770円	520円	/
調理実習室	770円	770円	990円	520円	/

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとし、使用料は午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回分とする。
- 2 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。
- 3 暖房料及び冷房料は、使用時間の区分ごとの料金とする。

砂越コミュニティ施設使用料

区分	各室使用料			暖房料	冷房料
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで		
研修室	550円	550円	770円	520円	520円
小会議室	550円	550円	770円	520円	520円
大会議室	1,100円	1,100円	1,650円	1,050円	1,050円
調理室	770円	770円	990円	520円	/

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとし、使用料は午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回分とする。
- 2 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。
- 3 暖房料及び冷房料は、使用時間の区分ごとの料金とする。

郡鏡コミュニティ施設使用料

区分	各室使用料			暖房料	冷房料
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで		
研修室	550円	550円	770円	520円	520円
交流室	1,100円	1,100円	1,650円	1,050円	/
調理室	770円	770円	990円	520円	520円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとし、使用料は午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回分とする。
- 2 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。
- 3 暖房料及び冷房料は、使用時間の区分ごとの料金とする。

やまもと農村交流センター使用料

区分	各室使用料			暖房料	冷房料
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで		
研修室1	550円	550円	770円	520円	220円
研修室2	550円	550円	770円	520円	220円
ホール	1,650円	1,650円	2,200円	1,050円	/
調理室	770円	770円	990円	/	/

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後10時までとし、使用料は午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後10時までをそれぞれ1回分とする。
- 2 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。
- 3 暖房料及び冷房料は、使用時間の区分ごとの料金とする。

スマート農業研修センター使用料

区分	各室使用料		暖房料	冷房料
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで		
研修室	1,650円	1,650円	1,050円	1,050円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後5時までとし、使用料は午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時までをそれぞれ1回分とする。
- 2 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。
- 3 暖房料及び冷房料は、使用時間の区分ごとの料金とする。

○ 悠々の杜活性化施設

所管課：農政課 Tel.26-5792

(旧)

区分	使用料 (1時間あたり)
体験学習交流室	2,100円
研修室(大)	2,100円
研修室(小)	520円

備考

- 個人による使用料は、区分によらず1人1日につき310円とし、小学生は160円とする。  
また、小学校未就学児は、無料とする。
- 興行や営利を目的に使用するときは、区分ごとに3倍の額とする。

(新)

区分	使用料
体験学習交流室	1時間につき 2,100円
研修室(大)	1時間につき 2,100円
研修室(小)	1時間につき 520円

備考

- 個人による使用料は、区分によらず1人1日につき300円とし、小学生は150円とする。  
また、小学校未就学児は、無料とする。
- 営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。



○ 農村環境改善センター

所管課：農林水産課 TEL26-5754

(旧)

(新)

区分	各室使用料			暖房料	冷房料
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで		
多目的ホール	1,650円	1,650円	2,200円	1,570円	1,570円
調理実習室	770円	770円	990円	520円	520円
研修室	550円	550円	770円	520円	520円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとし、使用料は午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。
- 2 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。
- 3 暖房料及び冷房料は、使用時間の区分ごとの料金とする。

区分	使用料		
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで
酒田農村環境改善センター 多目的ホール	1回につき 1,650円	1回につき 1,650円	1回につき 1,840円
松山農村環境改善センター 多目的ホール	1回につき 3,300円	1回につき 3,300円	1回につき 3,700円
平田農村環境改善センター 多目的ホール			
調理実習室	1回につき 770円	1回につき 770円	1回につき 850円
研修室	1回につき 550円	1回につき 550円	1回につき 660円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。
- 2 午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。
- 3 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 4 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

○ 中央公民館

所管課：社会教育文化課 Tel.24-2992

(旧)

区分	使用料			
	各室使用料 1 回分	暖房料 1 回分	冷房料 1 回分	舞台照明料 1 回分
大会議室 大研修室	1,100円	1,570円	1,570円	
中会議室 中研修室 中練習室	770円	1,570円	1,570円	
小会議室 小研修室 小練習室	550円	1,050円	1,050円	
応接室	1,650円	1,050円	1,050円	
特別会議室	3,300円	1,570円	1,570円	
コミュニティルーム	1,650円	5,240円	5,240円	
ホール	7,700円	7,330円	7,330円	1,050円

備考

- 1 使用時間は、平日及び土曜日については午前9時から午後9時30分まで、日曜日及び祝日については午前9時から午後5時までとし、使用料は午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回分とする。
- 2 前項の使用時間については、教育委員会が特別な事情があると認めた場合は、これを変更することができる。
- 3 使用料は、1室についての額とする。
- 4 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する場合は、各室使用料の2倍の額とする。
- 5 舞台照明料は、調光操作卓及び遠方操作器又は映写室における舞台照明装置を使用する場合に徴収する。

(新)

区分	使用料
大会議室 大研修室	1回につき 1,100円
中会議室 中研修室 中練習室	1回につき 990円
小会議室 小研修室 小練習室	1回につき 550円
応接室	1回につき 1,650円
特別会議室	1回につき 3,300円
コミュニティルーム	1回につき 3,300円
ホール	1回につき 7,700円

備考

- 1 使用時間は、平日及び土曜日については午前9時から午後9時30分まで、日曜日及び祝日については午前9時から午後5時までとする。
- 2 午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。
- 3 前2項の使用時間については、教育委員会が特別な事情があると認めた場合は、これを変更することができる。
- 4 使用料は、1室についての額とする。
- 5 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用の場合は、使用料の2倍の額とする。

○ ひらた生涯学習センター

所管課：社会教育文化課 Tel.24-2992

(旧)

1 多目的ホール等

区分	使用料（1時間当たり）	備考
多目的ホール	730円	1 使用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。 2 冷暖房の使用料は、所定の使用料に0.4を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 3 興行又は営利を目的とする場合は、所定の使用料の5倍の額とする。
休養室	420円	
調理実習室	520円	
研修室	420円	
和室	420円	
大研修室	520円	
中研修室	420円	
小研修室	220円	
浴室	1,150円	

2 テニスコート

区分	使用料		備考
	コート	夜間照明	
テニスコート	440円	520円	使用料は、1面1時間で計算する。

3 宿泊料

区分	使用料		備考
	小学生及び中学生	一般	
団体宿泊研修	310円	420円	1 使用料は、1泊の単価とする。 2 冷暖房の使用料は、所定の使用料に0.4を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 3 宿泊の時間は、午後1時から翌日の正午までとする。 4 シーツ、枕カバー及び襟カバーの使用料は、1人1泊につき170円とする。
その他	420円	520円	

(新)

1 多目的ホール等

区分	使用料	
	室料	個人で利用する場合
多目的ホール	一般	1時間につき 1,470円
	高校生	1人1時間につき 220円
	中学生以下	1人1時間につき 110円
調理実習室		1時間につき 610円
研修室		1時間につき 510円
和室		1時間につき 510円
大研修室		1時間につき 610円
中研修室		1時間につき 510円
小研修室		1時間につき 250円
浴室		1時間につき 1,340円

備考

- 1 使用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。
- 2 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 3 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

2 テニスコート

区分	使用料
コート	1面1時間につき 440円
夜間照明	1面1時間につき 360円

3 宿泊料

区分	小学生及び中学生	一般
団体宿泊研修	1人1泊につき 150円	1人1泊につき 510円
その他	1人1泊につき 180円	1人1泊につき 620円

備考

- 1 宿泊の時間は、午後1時から翌日の正午までとする。
- 2 シーツ、枕カバー及び襟カバーの使用料は、1人1泊につき350円とする。

○ ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設

所管課：社会教育文化課 Tel.24-2992

(旧)

(新)

区分	各室使用料	暖房料	冷房料
ホール	1,050円	420円	420円
楽屋1	220円	80円	80円
楽屋2	220円	80円	80円
会議室	420円	170円	170円
視聴覚室	420円	170円	170円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。
- 2 使用料、暖房料及び冷房料は、1時間ごとの額とする。
- 3 興行や営利を目的とする場合は、各室使用料の5倍の額とする。

区分	使用料
ホール	1時間につき 2,100円
楽屋1	1時間につき 140円
楽屋2	1時間につき 140円
会議室	1時間につき 550円
視聴覚室	1時間につき 550円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。
- 2 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 3 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

○ 市立資料館

所管課：社会教育文化課 Tel.24-2994

(旧)

(新)

区分	1人1回につき		年間使用券
	個人	団体	
一般	110円	70円	特別展示の場合は、 1,000円以内でその都 度市長が定める額とす る。  530円 同伴者は1人までと し、使用期間は発行の 日から1年とする。
小学生、中学生、 高校生及び大学生	50円	30円	

備考

- 1 団体とは20人以上で観覧する場合をいう。
- 2 学齢に達しない者は無料とする。
- 3 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神保健福祉手帳の交付者は、100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 身体障害者手帳第1種又は療育手帳Aの交付者と一緒に入館する介助者1人は、100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 上記により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。

区分	入館料		
	個人	団体(20人以上)	年間入館券
一般	1人1回につき 200円	1人1回につき 160円	1枚につき 530円(同伴者1人まで入館できる。)
高校生	1人1回につき 90円	1人1回につき 70円	
小学生及び中学生	1人1回につき 50円	1人1回につき 40円	

備考

- 1 小学校未就学児は、無料とする。
- 2 年間入館券の有効期間は、発行の日から1年とする。
- 3 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者1人の入館料は、当該入館料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

○ 写真展示館（土門拳記念館）

所管課：社会教育文化課 Tel.24-2982

(旧)

(新)

区分	1人1回につき			会員制による年間使用の場合	
	個人	団体	特別展示の場合は、1,000円以内でその都度市長が定める額とする。	普通会員（2人まで）	特別会員（10人まで）
一般	440円	380円			2,200円
高校生及び大学生	220円	160円			
小学生及び中学生	110円	80円			

備考

- 1 特別展示とは、主に市が所蔵する資料以外のものを展示する場合をいう。
- 2 団体とは、20人以上で観覧する場合をいう。
- 3 学齢に達しない者は無料とする。
- 4 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神保健福祉手帳の交付者は100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 身体障害者手帳第1種又は療育手帳Aの交付者と一緒に入館する介助者1人は、100分の50を乗じて得た額とする。
- 6 上記により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。
- 7 旅行に関する業務を取り扱う業者が納入する場合の個人又は団体の入館料については、10パーセントを割引いた額とすることができる。

区分	入館料			
	個人	団体（20人以上）	年間入館券	
			普通年間入館券（3人まで入館できる。）	特別年間入館券（10人まで入館できる。）
一般	1人1回につき 880円	1人1回につき 700円	1枚につき 4,400円	1枚につき 21,900円
高校生	1人1回につき 440円	1人1回につき 350円		
小学生及び中学生	1人1回につき 260円	1人1回につき 200円		

備考

- 1 小学校未就学児は、無料とする。
- 2 特別展示の場合は、2,000円以内でその都度市長が定める額とすることができる。
- 3 特別展示とは、主に市が所蔵する資料以外のものを展示する場合をいう。
- 4 年間入館券の有効期間は、発行の日から1年とする。
- 5 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者1人の入館料は、当該入館料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 6 旅行に関する業務を取り扱う業者が主催する旅行の参加者である個人又は団体の入館料については、当該入館料に100分の90を乗じて得た額とすることができる。
- 7 前2項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

○ 旧鑑屋

所管課：社会教育文化課 Tel.24-2994

(旧)

区分	1人1回につき	
	個人	団体
一般	330円	270円
高校生及び大学生	220円	160円
小学生及び中学生	110円	50円

備考

- 1 団体とは、20人以上で観覧する場合をいう。
- 2 学齢に達しない者は、無料とする。
- 3 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、50パーセントを割り引いた額とする。
- 4 身体障害者手帳第1種又は療育手帳Aの交付を受けた者と一緒に入館する介助者1人は、50パーセントを割り引いた額とする。
- 5 前2項により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てることとする。
- 6 旅行に関する業務を取り扱う業者が主催する旅行の個人又は団体の入館料については、10パーセントを割り引いた額とすることができる。

(新)

区分	入館料	
	個人	団体(20人以上)
一般	1人1回につき 390円	1人1回につき 300円
高校生	1人1回につき 190円	1人1回につき 150円
小学生及び中学生	1人1回につき 110円	1人1回につき 80円

備考

- 1 小学校未就学児は、無料とする。
- 2 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者1人の入館料は、当該入館料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 3 旅行に関する業務を取り扱う業者が主催する旅行の参加者である個人又は団体の入館料については、当該入館料に100分の90を乗じて得た額とすることができる。
- 4 前2項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

○ 眺海の森天体観測館

所管課：社会教育文化課 Tel.24-2992

(旧)

天体観測館入館料

区分	1人1回につき		年間入館券
	個人	団体	
一般	110円	90円	520円 同伴者1人まで
小学生、中学生、高校生及び大学生	50円	40円	220円 本人のみ

備考

- 1 団体とは、20人以上で観覧する場合をいう。
- 2 学齢に達しない者は、無料とする。
- 3 特別展示期間中は、1人1回につき1,000円以内でその都度市長が定める額とする。ただし、年間入館券を提示した場合は、無料とする。
- 4 年間入館券の有効期間は、発行の日から1年とする。
- 5 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、50パーセントを割り引いた額とする。
- 6 身体障害者手帳第1種又は療育手帳Aの交付を受けた者と一緒に入館する介助者1人は、50パーセントを割り引いた額とする。

天体観測館夜間使用料

使用料	1団体につき 6,290円
-----	---------------

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の金額を使用料とする。

(新)

天体観測館入館料

区分	入館料		
	個人	団体（20人以上）	年間入館券
一般	1人1回につき 200円	1人1回につき 160円	1枚につき 520円（同伴者1人まで入館できる。）
高校生	1人1回につき 90円	1人1回につき 70円	
小学生及び中学生	1人1回につき 50円	1人1回につき 40円	

備考

- 1 小学校未就学児は、無料とする。
- 2 年間入館券の有効期間は、発行の日から1年とする。
- 3 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者1人の入館料は、当該入館料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

天体観測館夜間使用料

夜間使用料	1団体につき 12,570円
-------	----------------

備考

入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。



○ 出羽遊心館

所管課：社会教育文化課 Tel.24-2992

(旧)

(新)

区分	使用料			使用時間区分ごとの冷房料	使用時間区分ごとの暖房料
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで		
ホール	3,300円	3,300円	3,740円	1,570円	1,570円
研修室1	2,200円	2,200円	2,530円	1,570円	1,570円
研修室2	1,430円	1,430円	1,650円	1,050円	1,050円
和室1	990円	990円	1,100円	1,050円	1,050円
和室2					
和室3					
広間	3,300円	3,300円	3,740円	1,050円	1,050円
控室 附属水屋				1,050円	1,050円
茶室	4,950円	4,950円	5,610円	520円	520円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の5倍の額とする。
- 3 酒類を伴う飲食のある使用の場合は、各室使用料（前項による使用の場合にあっては、同項の規定による各室使用料）の50パーセント増の額とする。
- 4 延長した場合の使用料については、延長した時間が当初許可を受けた使用時間区分の次の使用時間区分の総時間の2分の1以上の場合は当該使用時間区分の使用料の全額とし、2分の1未満の場合はその半額とする。
- 5 前2項の場合、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

区分	使用料
ホール	1回につき 6,600円
研修室1	1回につき 4,400円
研修室2	1回につき 2,860円
和室1	1回につき 1,980円
和室2	
和室3	
広間	1回につき 6,600円
控室 附属水屋	1回につき 990円
茶室	1回につき 9,900円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。
- 2 午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。
- 3 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 4 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。
- 5 酒類を伴う飲食のある使用の場合は、使用料（前2項の場合には、当該各項の規定による使用料）に100分の150を乗じて得た額とする。
- 6 前項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

○ 市美術館

所管課：社会教育文化課 Tel.24-2982

(旧)

美術館観覧料

区分	1人1回につき		特別展示期間中は、 1,520円以内でその都 度市長が定める額とす る。	会員制による年間使用の場合	
	個人	団体		普通会员（2人まで）	特別会員（10人まで）
一般	550円	440円		2,640円	13200
高校生及び大学生	270円	220円			
小学生及び中学生	110円	80円			

備考

- 1 特別展示とは、主に酒田市が所蔵する美術作品等以外のものを展示する場合をいう。
- 2 団体とは、20人以上で観覧する場合をいう。
- 3 学齢に達しない者は、無料とする。
- 4 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神保健福祉手帳の交付者は100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 身体障害者手帳第1種又は療育手帳Aの交付者と一緒に入館する介助者1人は、100分の50を乗じて得た額とする。
- 6 上記により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。
- 7 旅行に関する業務を取り扱う業者が納入する場合の個人又は団体の観覧料については、10パーセントを割り引いた額とすることができる。

美術館市民ギャラリー使用料

	使用時間区分	
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで
使用料	2750	2750

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用の場合は、使用料の2倍の金額を使用料とする。
- 3 延長した場合の使用料については、延長した時間が当初許可を受けた使用時間区分の総時間の2分の1以上の場合は当該使用時間区分の使用料の全額とし、2分の1未満の場合はその半額とする。

(新)

美術館観覧料

区分	個人	団体（20人以上）	年間入館券	
			普通年間入館券（3人 まで入館できる。）	特別年間入館券（10人 まで入館できる。）
一般	1人1回につき 880円	1人1回につき 700円	1枚につき 4,400円	1枚につき 21,900円
高校生	1人1回につき 440円	1人1回につき 350円		
小学生及び中学生	1人1回につき 260円	1人1回につき 200円		

備考

- 1 小学校未就学児は、無料とする。
- 2 特別展示の場合は、2,000円以内でその都度市長が定める額とすることができる。
- 3 特別展示とは、主に酒田市が所蔵する美術作品等以外のものを展示する場合をいう。
- 4 年間入館券の有効期間は、発行の日から1年とする。
- 5 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者1人の観覧料は、当該観覧料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 6 旅行に関する業務を取り扱う業者が主催する旅行の参加者である個人又は団体の観覧料については、当該観覧料に100分の90を乗じて得た額とすることができる。
- 7 前2項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

美術館市民ギャラリー使用料

区分	使用料
市民ギャラリー	全面 1回につき 5,500円
	片面 1回につき 2,750円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 2 午前9時から午後1時まで及び午後1時から午後5時までをそれぞれ1回とする。
- 3 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 4 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

○ 公益研修センター

所管課：社会教育文化課 Tel.24-2992

(旧)

(1) 新世紀館の研修室

ア 平日

使用料				
午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	暖房料	冷房料
550円	550円	410円	1,050円	1,050円

イ 土曜日

使用料			
午前9時から午後1時まで	午後1時から午後4時30分まで	暖房料	冷房料
550円	550円	1,050円	1,050円

ウ 日曜日及び祝日

使用料			
午前10時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	暖房料	冷房料
410円	270円	1,050円	1,050円

- 1 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料（暖房料及び冷房料を除く。）の5倍の額とする。
- 2 暖房料及び冷房料は、使用時間の区分ごとの額とする。

(新)

(1) 新世紀館の研修室

ア 平日

使用料		
午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで
1回につき 550円	1回につき 550円	1回につき 400円

イ 土曜日

使用料	
午前9時から午後1時まで	午後1時から午後4時30分まで
1回につき 550円	1回につき 470円

ウ 日曜日及び祝日

使用料	
午前10時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで
1回につき 400円	1回につき 270円

備考

- 1 入場料（入場料とみなされるものを含む。以下同じ。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 2 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

(2) 多目的ホール棟

ア 平日

使用料						
施設名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	暖房料	冷房料	照明料
ホール	9,680円	9,680円	7,260円	9,240円	9,240円	1,320円
中研修室	1,510円	1,510円	1,130円	3,140円	3,140円	
小研修室及び練習室	550円	550円	410円	1,050円	1,050円	

イ 土曜日

使用料						
施設名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	暖房料	冷房料	照明料
ホール	9,680円	9,680円	9,680円	9,240円	9,240円	1,320円
中研修室	1,510円	1,510円	1,510円	3,140円	3,140円	
小研修室及び練習室	550円	550円	550円	1,050円	1,050円	

ウ 日曜日及び祝日

使用料						
施設名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	暖房料	冷房料	照明料	
ホール	9,680円	9,680円	9,240円	9,240円	1,320円	
中研修室	1,510円	1,510円	3,140円	3,140円		
小研修室及び練習室	550円	550円	1,050円	1,050円		

備考

- 1 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料（暖房料、冷房料及び照明料を除く。）の5倍の額とする。
- 2 暖房料、冷房料及び照明料は、使用時間の区分ごとの額とする。
- 3 照明料は、シーリングライト、スポットライト、サスペンションライト、ホリゾンライトを使用する場合に徴収する。

(3) グラウンド

使用区分		使用料	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間につき 550円
		一般	1時間につき 1,100円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	1時間につき 1,100円
		一般	1時間につき 2,200円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 3,850円	
	入場料を徴収する場合	1時間につき 6,600円	

(4) グラウンド夜間照明設備

使用区分	使用料
全灯使用	1時間につき 3,140円
1/3灯使用	1時間につき 1,050円

(2) 多目的ホール棟

ア 平日

区分	使用料		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで
ホール	1回につき 9,680円	1回につき 9,680円	1回につき 7,260円
中研修室	1回につき 2,730円	1回につき 2,730円	1回につき 2,040円
小研修室及び練習室	1回につき 550円	1回につき 550円	1回につき 400円

イ 土曜日

区分	使用料		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
ホール	1回につき 9,680円	1回につき 9,680円	1回につき 9,680円
中研修室	1回につき 2,730円	1回につき 2,730円	1回につき 2,730円
小研修室及び練習室	1回につき 550円	1回につき 550円	1回につき 550円

ウ 日曜日及び祝日

区分	使用料	
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで
ホール	1回につき 9,680円	1回につき 9,680円
中研修室	1回につき 2,730円	1回につき 2,730円
小研修室及び練習室	1回につき 550円	1回につき 550円

備考

- 1 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 2 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

(3) グラウンド

使用区分		使用料	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間につき 1,100円
		一般	1時間につき 2,200円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	1時間につき 2,200円
		一般	1時間につき 4,400円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 4,400円	
	入場料を徴収する場合	1時間につき 11,000円	

(4) グラウンド夜間照明設備

使用区分	使用料
全灯使用	1時間につき 1,880円
1/3灯使用	1時間につき 620円

○ 阿部記念館

所管課：社会教育文化課 Tel.24-2994

(旧)

区分	1人1回につき			年間使用券	
	個人	団体	特別展示の場合は、1,000円以内でその都度市長が定める額とする。	使用期間は、発行の日から1年とする。	
一般	110円	90円			520円
小学生、中学生及び高校生	50円	40円		220円	本人のみ

摘要

- 1 団体とは20人以上で観覧する場合をいう。
- 2 学齢に達しない者は無料とする。
- 3 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神保健福祉手帳の交付者は、100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 身体障害者手帳第1種又は療育手帳Aの交付者と一緒に入館する介助者1人は、100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 上記により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。

(新)

区分	入館料	
	個人	団体(20人以上)
一般	1人1回につき 200円	1人1回につき 160円
高校生	1人1回につき 90円	1人1回につき 70円
小学生及び中学生	1人1回につき 50円	1人1回につき 40円

備考

- 1 小学校未就学児は、無料とする。
- 2 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者1人の入館料は、当該入館料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

○ 松山歴史公園

所管課：社会教育文化課 Tel.24-2992

(旧)

酒田市松山文化伝承館入館料

区分	1人1回につき		年間入館券	
	個人	団体	入館者	入館料
一般	370円	290円	同伴者2人まで	1,890円
高校生及び大学生	260円	220円	同伴者(大学生以下の者に限る。)2人まで	1,360円
			市内在住の本人のみ	520円
小学生及び中学生	100円	90円	同伴者(中学生以下の者に限る。)1人まで	520円
			市内在住の本人のみ	220円
法人			6人まで	5,240円

備考

- 1 団体とは、20人以上で入館する場合をいう。
- 2 学齢に達しない者は、無料とする。
- 3 特別展示の場合は、1,000円以内でその都度市長が定める額とする。ただし、年間入館券を提示した場合は、無料とする。
- 4 年間入館券の有効期間は、発行の日から1年とする。
- 5 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、100分の50を乗じて得た額とする。
- 6 身体障害者手帳第1種又は療育手帳Aの交付を受けた者と一緒に入館する介助者1人は、100分の50を乗じて得た額とする。
- 7 前2項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(新)

酒田市松山文化伝承館入館料

区分	個人	団体(20人以上)	年間入館券	
			入館者	入館料
一般	1人1回につき 730円	1人1回につき 580円	同伴者2人まで入館できる。	1枚につき 3,780円
高校生	1人1回につき 360円	1人1回につき 280円	同伴者(高校生以下の者に限る。)2人まで入館できる。	1枚につき 2,720円
			市内在住の本人のみ	1枚につき 1,050円
小学生及び中学生	1人1回につき 220円	1人1回につき 170円	同伴者(中学生以下の者に限る。)1人まで入館できる。	1枚につき 1,050円
			市内在住の本人のみ	1枚につき 440円
法人			6人まで入館できる。	1枚につき 10,490円

備考

- 1 小学校未就学児は、無料とする。
- 2 特別展示の場合は、2,000円以内でその都度市長が定める額とすることができる。
- 3 特別展示とは、主に市が所蔵する資料以外のものを展示する場合をいう。
- 4 年間入館券の有効期間は、発行の日から1年とし、有効期間中に交付を受けた者の区分に変更があった場合にあっても、従前の区分の条件どおりで入館できる。
- 5 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者1人の入館料は、当該入館料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 6 前項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

酒田市松山城址館使用料

区分	使用料			使用時間区分ごとの冷房料	使用時間区分ごとの暖房料
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで		
多目的ホール	2,580円	2,580円	2,930円	1,570円	1,570円
研修室1	690円	690円	770円	520円	520円
研修室2	410円	410円	460円	520円	520円
研修室3	560円	560円	610円	520円	520円
研修室4	560円	560円	610円	520円	520円
附属水屋				520円	520円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の5倍の額とする。
- 3 延長した場合の使用料等については、延長した時間が当初許可を受けた使用時間区分の次の使用時間区分の総時間の2分の1以上の場合は当該使用時間区分の使用料の全額とし、2分の1未満の場合はその半額とする。
- 4 前項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

酒田市茶室翠松庵使用料

名称	基本使用料	超過使用料
茶室	1回当たり 660円	1時間当たり 130円

備考

- 1 基本使用料は、1回4時間以内の使用に係る金額とする。
- 2 超過使用料は、超過1時間ごとに加算する額とする。

酒田市松山城址館使用料

区分	使用料
多目的ホール	1回につき 5,150円
研修室1	1回につき 1,380円
研修室2	1回につき 830円
研修室3	1回につき 1,120円
研修室4	1回につき 1,120円
附属水屋	1回につき 830円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。
- 2 午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。
- 3 使用時間には、準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 4 入場料（入場料とみなされるものを含む。以下同じ。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 5 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

酒田市茶室翠松庵使用料

区分	使用料	
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後4時30分まで
茶室	1回につき 1,300円	1回につき 1,140円

備考

- 1 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 2 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

○ 清亀園

所管課：社会教育文化課 Tel.24-2992

(旧)

(新)

区分	使用料	
	各室使用料 1 回分	暖房料 1 回分
全館	1,100円	420円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとし、使用料は午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。
- 2 前項の使用時間については、教育委員会が特別の事情があると認めた場合は、これを変更することができる。
- 3 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする場合は、使用料の3倍の額とする。

区分	使用料
全館	1回につき 2,200円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。
- 2 午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。
- 3 前項の使用時間については、教育委員会が特別の事情があると認めた場合は、これを変更することができる。
- 4 入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 5 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。



○ 体育施設使用料に関する通則（体育施設設置管理条例）

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(新)

体育施設使用料

体育施設使用料の各表に関する通則

- 1 入場料を徴収しない場合であっても、入場料金を領収したとみなす場合又は営業宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、入場料を徴収する場合の使用料を徴収する。
- 2 体育施設各表により使用料を算出する場合、使用時間に満たない場合は、その単位時間とする。
- 3 アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合には、競技以外に使用する場合を含む。

体育施設使用料

体育施設使用料の各表に関する通則

- 1 入場料（入場料とみなされるものを含む。以下同じ。）を徴収するアマチュアスポーツの用途に使用する場合は、使用料の2倍の額とする。
- 2 アマチュアスポーツ以外（プロスポーツ、コンサート等をいう。以下同じ。）の用途に使用する場合であって、入場料を徴収しない場合は、使用料の2倍の額とする。
- 3 アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合であって、入場料を徴収する場合は、使用料の5倍の額とする。
- 4 前項の場合であって、営利を目的として使用する場合は、同項の規定により算出した使用料の2倍の額とする。
- 5 体育施設各表により使用料を算出する場合において、使用時間に満たない場合は、その単位時間とする。
- 6 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者1人の個人使用に係る使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 7 前項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

○ 光ヶ丘野球場

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(1) 酒田市光ヶ丘野球場

ア 野球場使用料

使用区分		使用料	
アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収しない 場合	高校生以下	1時間につき 550円
		一般	1時間につき 1,100円
	入場料を徴収する 場合	高校生以下	1時間につき 1,100円
		一般	1時間につき 2,200円
アマチュアスポーツ以外の用途に 使用する 場合	職業野球に使用する 場合	入場料を徴収しない場合	1日につき 146,670円
		入場料を徴収する場合	1日につき最高入場料の300人分に相当する額 (その金額が209,520円に満たない場合は209,520円)
	上記以外に使用する 場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 4,400円
		入場料を徴収する場合	1時間につき 13,200円

イ 附属施設備品使用料

使用区分		使用料	
会議室	アマチュアスポーツに使用する 場合	1時間につき 160円	
	アマチュアスポーツ以外の用途に 使用する 場合	1時間につき 490円	
屋内練習場	全部又は一部を単独で使用する 場合	高校生以下 全面	1時間につき 490円
		高校生以下 片面	1時間につき 250円
		一般 全面	1時間につき 990円
		一般 片面	1時間につき 490円
	上記以外の場合	中学生以下	1人1回につき 50円
		高校生	1人1回につき 110円
	一般	1人1回につき 220円	
スコアボード	アマチュアスポーツに使用する 場合	1時間につき 380円	
	アマチュアスポーツ以外の用途に 使用する 場合	1時間につき 1,150円	

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 電気使用料

使用区分	使用料	
夜間照明設備	全灯使用	1時間につき 5,240円
	半灯使用	1時間につき 2,620円
屋内練習場	全面全灯使用	1時間につき 520円
	全面半灯使用	1時間につき 260円
	片面全灯使用	1時間につき 260円
	片面半灯使用	1時間につき 140円

(新)

(1) 酒田市光ヶ丘野球場

ア 野球場使用料

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 1,100円
一般	1時間につき 2,200円

イ 夜間照明設備使用料

使用区分	使用料
全灯使用	1時間につき 2,610円
半灯使用	1時間につき 1,300円

ウ 屋内練習場

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1時間につき 290円
	片面	1時間につき 140円
一般	全面	1時間につき 590円
	片面	1時間につき 290円

(イ) (ア) 以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

○ 八森野球場

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(2) 酒田市八森野球場

ア 野球場使用料

使用区分	使用料
一般使用	1時間につき 660円

イ 電気使用料

使用区分	使用料
夜間照明設備 全灯使用	1時間につき 5,240円

(新)

(2) 酒田市八森野球場

ア 野球場使用料

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 660円
一般	1時間につき 1,320円

イ 夜間照明設備使用料

使用料
1時間につき 2,610円

○ 光ヶ丘陸上競技場

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(3) 酒田市光ヶ丘陸上競技場

ア 競技場若しくは屋内走路又は競技場及び屋内走路を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間につき 550円
		一般	1時間につき 1,100円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	1時間につき 1,100円
		一般	1時間につき 2,200円
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する 場合	入場料を徴収しない場合		1時間につき 3,850円
	入場料を徴収する場合		1時間につき 6,600円

摘要 屋内走路の単独使用は、教育委員会が認めた大会、講習会等に限る。

イ 競技場若しくは屋内走路又は競技場及び屋内走路を個人で使用する場合

使用区分	使用料	年間使用料
中学生以下	1日につき 50円	3,960円
高校生	1日につき 110円	6,600円
一般	1日につき 220円	13,200円

摘要 年間使用料を納付している場合でも、アにより単独で使用されている場合は、使用できないものとする。

(新)

(3) 酒田市光ヶ丘陸上競技場

ア 競技場若しくは屋内走路又は競技場及び屋内走路を単独で使用する場合

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 550円
一般	1時間につき 1,100円

備考 屋内走路の単独使用は、教育委員会が認めた大会、講習会等に限る。

イ 競技場若しくは屋内走路又は競技場及び屋内走路を個人で使用する場合

使用区分	使用料	年間使用料
中学生以下	1日につき 50円	3,960円
高校生	1日につき 110円	6,600円
一般	1日につき 220円	13,200円

備考 年間使用料を納付している場合でも、アにより単独で使用されている場合は、使用できないものとする。

○ 光ヶ丘テニスコート、国体記念テニスコート、八森テニスコート、眺海の森テニスコート

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(4) 酒田市光ヶ丘テニスコート、酒田市国体記念テニスコート、酒田市八森テニスコート、酒田市眺海の森テニスコート

ア テニスコート使用料

使用区分	使用料
入場料を徴収しない場合	1面1時間につき 440円
入場料を徴収する場合	最高入場料金の100人分の額とし、その額に1.1を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

イ テニスコート夜間照明設備使用料

使用料
1面1時間につき 520円

ウ 酒田市国体記念テニスコート附属施設使用料

使用区分	使用料
温水シャワー	1人1回につき 110円

(新)

(4) 酒田市光ヶ丘テニスコート、酒田市国体記念テニスコート、酒田市八森テニスコート、酒田市眺海の森テニスコート

ア テニスコート使用料

使用料
1面1時間につき 440円

イ 夜間照明設備使用料

使用料
1面1時間につき 360円

○ 山小舎

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(新)

(5) 酒田市山小舎

※使用料設定なし

使用料
1人1回につき 220円

摘要 1人1回とは、日帰り又は1泊使用とする。

○ 光ヶ丘プール

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(6) 酒田市光ヶ丘プール

使用区分		使用料	
個人	小学生及び中学生	1回につき 180円	
	高校生及び大学生	1回につき 260円	
	一般	1回につき 520円	
団体	小学生及び中学生	1回につき 150円	
	高校生及び大学生	1回につき 230円	
	一般	1回につき 460円	
回数券	小学生及び中学生	12回券 1,870円	
	高校生及び大学生	12回券 2,640円	
	一般	12回券 5,280円	
占有	25mプール	水泳教室、中学生以下	1コース1時間につき 740円
		高校生及び大学生	1コース1時間につき 920円
		一般	1コース1時間につき 1,580円
	サブプール	水泳教室、中学生以下	1/2使用1時間につき 830円
		高校生及び大学生	1/2使用1時間につき 1,030円
		一般	1/2使用1時間につき 1,770円
	50mプール	水泳教室、中学生以下	1コース1時間につき 1,490円
		高校生及び大学生	1コース1時間につき 1,840円
		一般	1コース1時間につき 3,160円
<p>1 小学校未就学児の場合は、引率者又は付添者を必要とする。この場合において、小学校未就学児の使用料は無料とし、当該引率者又は付添者の使用料は上記使用区分による。</p> <p>2 団体とは、責任者が引率する30人以上のグループをいう。</p> <p>3 占有とは、25mプール及び50mプールの全部又は一部を限定して使用させることをいい、サブプールについては、その全部又は1/2を限定して使用させることをいう。</p>			

(新)

(5) 酒田市光ヶ丘プール

使用区分		使用料	
個人	小学生及び中学生	1回につき 150円	
	高校生及び大学生	1回につき 260円	
	一般	1回につき 520円	
団体	小学生及び中学生	1回につき 120円	
	高校生及び大学生	1回につき 200円	
	一般	1回につき 410円	
回数券	小学生及び中学生	12回券 1,580円	
	高校生及び大学生	12回券 2,640円	
	一般	12回券 5,280円	
占有	25mプール	水泳教室、中学生以下	1コース1時間につき 470円
		高校生及び大学生	1コース1時間につき 790円
		一般	1コース1時間につき 1,580円
	サブプール	水泳教室、中学生以下	1/2使用1時間につき 520円
		高校生及び大学生	1/2使用1時間につき 880円
		一般	1/2使用1時間につき 1,770円
	50mプール	水泳教室、中学生以下	1コース1時間につき 940円
		高校生及び大学生	1コース1時間につき 1,580円
		一般	1コース1時間につき 3,160円

備考

- 1 小学校未就学児の場合は、引率者又は付添者を必要とする。この場合において、小学校未就学児の使用料は無料とし、当該引率者又は付添者の使用料は上記使用区分による。
- 2 団体とは、責任者が引率する20人以上のグループをいう。
- 3 占有とは、25mプール及び50mプールの全部又は一部を限定して使用させることをいい、サブプールについては、その全部又は1/2を限定して使用させることをいう。

○ 市体育館

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(7) 酒田市体育館（アイスリンク設置期間を除く。）

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分			使用料	
アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下	全面	1時間につき 660円
			半面	1時間につき 330円
			1/4面	1時間につき 160円
		一般	全面	1時間につき 1,320円
			半面	1時間につき 660円
			1/4面	1時間につき 330円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	全面	1時間につき 1,320円
			半面	1時間につき 660円
			1/4面	1時間につき 330円
		一般	全面	1時間につき 2,640円
			半面	1時間につき 1,320円
			1/4面	1時間につき 660円
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する 場合	入場料を徴収しない場合		全面	1時間につき 3,960円
			半面	1時間につき 1,980円
			1/4面	1時間につき 990円
	入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	全面	1時間につき 9,240円
			半面	1時間につき 4,620円
			1/4面	1時間につき 2,310円
		営利を目的とする場合	全面	1時間につき 21,120円
			半面	1時間につき 10,560円
			1/4面	1時間につき 5,280円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 附属施設設備使用料

使用区分	使用料	
	アマチュアスポーツに使用する 場合	アマチュアスポーツ以外の用途 に使用する場合

(新)

(6) 酒田市体育館（アイスリンク設置期間を除く。）

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
高校生以下	全面	1時間につき	660円
	半面	1時間につき	330円
	1/4面	1時間につき	160円
一般	全面	1時間につき	1,320円
	半面	1時間につき	660円
	1/4面	1時間につき	330円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

(6)の2 酒田市体育館（アイスリンク設置期間）

ア アイスリンク使用料

使用区分		使用料
個人	中学生以下	1人1回につき 220円
	高校生	1人1回につき 330円
	一般	1人1回につき 530円
団体	中学生以下	1人1回につき 190円
	高校生	1人1回につき 290円
	一般	1人1回につき 480円
占用	1時間につき 4,260円	
親子券	2人1組1回につき 530円	
ペア券	2人1組1回につき 960円	
シーズン券	1人1シーズンにつき 5,340円	

- 備考
- 1 団体とは、責任者が引率する20人以上のグループをいう。
  - 2 占用とは、アイスリンクの全部を使用させることをいう。
  - 3 親子券の対象となる親子とは、一般（保護者）1人及び小学生以下1人をいう。
  - 4 ペア券の対象となるペアとは、一般男女2人をいう。
  - 5 シーズン券は、使用区分を問わず1人1シーズンとする。
  - 6 貸靴料は、440円を超えない範囲内で別に定める。



小会議室	1時間につき 140円	1時間につき 280円
大会議室	1時間につき 220円	1時間につき 420円
放送設備	1時間につき 280円	1時間につき 570円
山台	1台1日につき 110円	

#### エ 電気使用料

使用区分		使用料
体育室	全灯使用	1時間につき 1,570円
	半灯使用	1時間につき 790円
特殊電源装置		1時間につき 実費

摘要 体育室の半面又は1/4面を使用して電灯を点灯したときの電気使用料は、1時間につきその点灯した区分に応じた電気使用料の1/2又は1/4の額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

#### (7)の2 酒田市体育館（アイスリンク設置期間）

##### ア アイスリンク使用料

使用区分		使用料
個人	中学生以下	1人1回につき 220円
	高校生	1人1回につき 330円
	一般	1人1回につき 530円
団体	中学生以下	1人1回につき 190円
	高校生	1人1回につき 290円
	一般	1人1回につき 480円
占用		1時間につき 4,260円
親子券		2人1組1回につき 530円
ペア券		2人1組1回につき 960円
シーズン券		1人1シーズンにつき 5,340円

##### 摘要

- 1 団体とは、責任者が引率する30人以上のグループをいう。
- 2 占用とは、アイスリンクの全部を使用させることをいう。
- 3 親子券の対象となる親子とは、一般（保護者）1人及び小学生以下1人をいう。
- 4 ペア券の対象となるペアとは、一般男女2人をいう。
- 5 シーズン券は、使用区分を問わず1人1シーズンとする。
- 6 貸靴料は、420円を超えない範囲内で別に定める。

##### イ 酒田市体育館を営利を目的として使用する場合

使用区分		使用料
アイスリンク		1時間につき 25,380円
附属施設設備	小会議室	1時間につき 280円
	大会議室	1時間につき 420円
	放送設備	1時間につき 570円
特殊電源装置		1時間につき 実費

○ 亀ヶ崎記念会館

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(8) 酒田市亀ヶ崎記念会館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1時間につき 220円
	片面	1時間につき 110円
一般	全面	1時間につき 440円
	片面	1時間につき 220円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 電気使用料

使用料
1時間につき 110円

(新)

(7) 酒田市亀ヶ崎記念会館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1時間につき 150円
	片面	1時間につき 70円
一般	全面	1時間につき 300円
	片面	1時間につき 150円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

○ 南体育館

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(9) 酒田市南体育館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1時間につき 330円
	片面	1時間につき 160円
一般	全面	1時間につき 660円
	片面	1時間につき 330円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 電気使用料

使用区分	使用料	
体育室	全灯使用	1時間につき 310円
	半灯使用	1時間につき 160円

摘要 片面を使用して電灯を点灯したときの電気使用料は、1時間につきその点灯した区分に応じた電気使用料の1/2の額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(新)

(8) 酒田市南体育館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1時間につき 330円
	片面	1時間につき 160円
一般	全面	1時間につき 660円
	片面	1時間につき 330円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

○ 親子スポーツ会館

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(10) 酒田市親子スポーツ会館

ア 体育室使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
一階全面	高校生以下	1時間につき 220円
	一般	1時間につき 440円
一階半面	高校生以下	1時間につき 110円
	一般	1時間につき 220円
二階全面	高校生以下	1時間につき 490円
	一般	1時間につき 990円
二階半面	高校生以下	1時間につき 250円
	一般	1時間につき 490円

(イ) (ア) 以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

イ 電気使用料

使用区分		使用料
一階		1時間につき 30円
二階	全面全灯使用	1時間につき 520円
	全面半灯使用	1時間につき 260円
	半面全灯使用	1時間につき 260円
	半面半灯使用	1時間につき 140円

ウ 附属施設設備使用料

使用区分		使用料
合宿所 (浴室を含む。)	中学生以下	1人1泊につき 330円
	高校生	1人1泊につき 440円
	一般	1人1泊につき 550円
食堂兼ミーティング室	室料	1回につき 770円
	暖房料	1回につき 520円
	冷房料	1回につき 520円
冷暖房料	1人1泊につき 250円	
温水シャワー	1人1回につき 110円	
シーツ、枕カバー	1人1回につき 310円	

摘要 食堂兼ミーティング室の使用料は、食堂兼ミーティング室のみを使用する場合とし、使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

(新)

(9) 酒田市親子スポーツ会館

ア 体育室使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
一階全面	高校生以下	1時間につき 220円
	一般	1時間につき 440円
一階半面	高校生以下	1時間につき 110円
	一般	1時間につき 220円
二階全面	高校生以下	1時間につき 490円
	一般	1時間につき 990円
二階半面	高校生以下	1時間につき 250円
	一般	1時間につき 490円

(イ) (ア) 以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

イ 附属施設使用料

使用区分		使用料
合宿所 (浴室を含む。)	中学生以下	1人1泊につき 190円
	高校生	1人1泊につき 330円
	一般	1人1泊につき 660円
食堂兼ミーティング室	1回につき	460円

備考 食堂兼ミーティング室の使用料は、食堂兼ミーティング室のみを単独で使用する場合とし、使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

○ 国体記念体育館

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(11) 酒田市国体記念体育館

ア 大アリーナ使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分			使用料	
アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下	全面	1時間につき 990円
			2/3面	1時間につき 660円
			半面	1時間につき 490円
		一般	1/3面	1時間につき 330円
			全面	1時間につき 1,980円
			2/3面	1時間につき 1,320円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	半面	1時間につき 990円
			1/3面	1時間につき 660円
			全面	1時間につき 1,980円
		一般	2/3面	1時間につき 1,320円
			半面	1時間につき 990円
			1/3面	1時間につき 660円
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する 場合	入場料を徴収しない場合		全面	1時間につき 5,940円
			2/3面	1時間につき 3,960円
			半面	1時間につき 2,970円
			1/3面	1時間につき 1,980円
	入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	全面	1時間につき 13,860円
			2/3面	1時間につき 9,240円
			半面	1時間につき 6,930円
			1/3面	1時間につき 4,620円
		営利を目的とする場合	全面	1時間につき 31,680円
			2/3面	1時間につき 21,120円
			半面	1時間につき 15,840円
			1/3面	1時間につき 10,560円

(イ) (ア)以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

(新)

(10) 酒田市国体記念体育館

ア 大アリーナ使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
高校生以下	全面	1時間につき	1,170円
	2/3面	1時間につき	780円
	半面	1時間につき	580円
	1/3面	1時間につき	380円
一般	全面	1時間につき	2,360円
	2/3面	1時間につき	1,570円
	半面	1時間につき	1,170円
	1/3面	1時間につき	780円

(イ) (ア)以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

イ 小アリーナ使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
高校生以下	全面	1時間につき	420円
	半面	1時間につき	210円
一般	全面	1時間につき	840円
	半面	1時間につき	420円

(イ) (ア)以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 弓道場使用料

(ア) 全部を単独で使用する場合

使用料
1時間につき 270円

概要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

イ ホットスポット使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場

使用区分			使用料	
アマチュアスポーツに使用する場	入場料を徴収しない場	高校生以下	全面	1時間につき 330円
			半面	1時間につき 160円
		一般	全面	1時間につき 660円
			半面	1時間につき 330円
	入場料を徴収する場	高校生以下	全面	1時間につき 660円
			半面	1時間につき 330円
一般	全面	1時間につき 1,320円		
	半面	1時間につき 660円		
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場	入場料を徴収しない場		全面	1時間につき 1,980円
			半面	1時間につき 990円
	入場料を徴収する場	営利を目的としない場	全面	1時間につき 4,620円
			半面	1時間につき 2,310円
		営利を目的とする場	全面	1時間につき 10,560円
			半面	1時間につき 5,280円

(イ) (ア)以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

概要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 附属施設及び設備使用料

(ア) 附属施設使用料

使用区分			使用料	
アマチュアスポーツに使用する場	図書室		1時間につき 190円	
	視聴覚室		1時間につき 190円	
	研修室		1時間につき 190円	
	弓道場	占用		1時間につき 550円
		個人	中学生以下	1回につき 110円
			高校生	1回につき 220円
			一般	1回につき 330円
	放送設備		1時間につき 330円	
	得点掲示板		1時間につき 220円	

(イ) (ア)以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1回につき 50円
高校生	1回につき 110円
一般	1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

エ 附属設備使用料

使用区分		使用料
大アリーナ観覧席(足元暖房)	暖房料	1時間につき 730円
大アリーナ	冷暖房料	1時間につき 11,000円
小アリーナ	冷暖房料	1時間につき 3,670円

アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	図書室	1時間につき	380円
	視聴覚室	1時間につき	380円
	研修室	1時間につき	380円
	放送設備	1時間につき	660円
	得点掲示板	1時間につき	440円
	ふれあい広場	営利を目的としない場合	1時間につき
営利を目的とする場合		1時間につき	1,100円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

(イ) 附属設備使用料

使用区分		使用料	
図書室	冷暖房料	1時間につき	110円
視聴覚室	冷暖房料	1時間につき	110円
研修室	冷暖房料	1時間につき	110円
弓道場控室	暖房料	1時間につき	110円
大アリーナ観覧席（足元暖房）	暖房料	1時間につき	730円
大アリーナ	冷暖房料	1時間につき	11,000円
小アリーナ	冷暖房料	1時間につき	3,670円
選手控室 A 1	冷暖房料	1時間につき	110円
選手控室 A 2	冷暖房料	1時間につき	110円
会議室	冷暖房料	1時間につき	110円
役員・指導員室	冷暖房料	1時間につき	110円
温水シャワー		1人1回につき	110円

エ 電気使用料

使用区分		使用料	
大アリーナ	全灯使用	1時間につき	3,140円
	半灯使用	1時間につき	1,570円
小アリーナ	全灯使用	1時間につき	1,570円
	半灯使用	1時間につき	840円
特殊電源装置		1時間につき	実費

摘要

- 1 大アリーナの1/3面又は2/3面を使用して電灯を点灯したときの電気使用料は、1時間につきその点灯した区分に応じた電気使用料の1/3又は2/3の額とする。
- 2 小アリーナの半面を使用して電灯を点灯したときの電気使用料は、1時間につきその点灯した区分に応じた電気使用料の1/2の額とする。
- 3 10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

○ 勤労者体育センター

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(12) 酒田市勤労者体育センター

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1時間につき 330円
	片面	1時間につき 160円
一般	全面	1時間につき 660円
	片面	1時間につき 330円

イ ア以外の場合(個人使用)

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 電気使用料

使用区分	使用料
全灯使用	1時間につき 420円
半灯使用	1時間につき 220円

摘要 片面を使用して電灯を点灯したときの電気使用料は、1時間につきその点灯した区分に応じた電気使用料の1/2の額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(新)

(11) 酒田市勤労者体育センター

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1時間につき 330円
	片面	1時間につき 160円
一般	全面	1時間につき 660円
	片面	1時間につき 330円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。



○ 八幡体育館

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(13) 酒田市八幡体育館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分			使用料
アマチュアスポーツに使用する 場合	高校生以下	全面	1時間につき 660円
		片面	1時間につき 330円
	一般	全面	1時間につき 1,320円
		片面	1時間につき 660円
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する 場合	高校生以下	全面	1時間につき 2,100円
		片面	1時間につき 1,050円
	一般	全面	1時間につき 4,190円
		片面	1時間につき 2,100円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前8時30分から午後零時30分まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。

ウ 附属施設設備使用料

使用区分	使用料	
	アマチュアスポーツに使用する 場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する 場合
放送設備	1時間につき 520円	1時間につき 520円

エ 電気使用料

使用区分		使用料
全館		1時間につき 1,570円
体育室	全灯	1時間につき 1,050円
	半灯	1時間につき 520円

摘要 片面を使用して電灯を点灯したときの電気使用料は、1時間につきその点灯した区分に応じた電気使用料の1/2の額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(新)

(12) 酒田市八幡体育館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1時間につき 660円
	片面	1時間につき 330円
一般	全面	1時間につき 1,320円
	片面	1時間につき 660円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前8時30分から午後零時30分まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。

○ 松山体育館

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(14) 酒田市松山体育館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分			使用料	
アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収しない 場合	高校生以下	全面	1時間につき 660円
			半面	1時間につき 330円
		一般	全面	1時間につき 1,320円
			半面	1時間につき 660円
	入場料を徴収する 場合	高校生以下	全面	1時間につき 1,320円
			半面	1時間につき 660円
一般	全面	1時間につき 2,640円		
半面	1時間につき 1,320円			
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する 場合	入場料を徴収しない場合		全面	1時間につき 3,960円
			半面	1時間につき 1,980円
	入場料を徴収する 場合	営利を目的としない場合	全面	1時間につき 9,240円
			半面	1時間につき 4,620円
		営利を目的とする場合	全面	1時間につき 21,120円
			半面	1時間につき 10,560円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 電気使用料

使用区分		使用料
体育室	全灯	1時間につき 1,050円
	半灯	1時間につき 520円

摘要 半面を使用して電灯を点灯したときの電気使用料は、1時間につきその点灯した区分に応じた電気使用料の1/2の額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(新)

(13) 酒田市松山体育館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
高校生以下	全面	1時間につき	660円
	半面	1時間につき	330円
一般	全面	1時間につき	1,320円
	半面	1時間につき	660円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

○ 平田体育館

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(15) 酒田市平田体育館

ア 全部を単独で使用する場合

使用区分			使用料	
アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下	クレコート	1時間につき 330円
			道場	1時間につき 140円
		一般	クレコート	1時間につき 660円
			道場	1時間につき 270円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	クレコート	1時間につき 660円
			道場	1時間につき 270円
一般	クレコート	1時間につき 1,320円		
	道場	1時間につき 550円		
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する 場合	入場料を徴収しない場合		クレコート	1時間につき 1,980円
			道場	1時間につき 820円
	入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	クレコート	1時間につき 4,620円
			道場	1時間につき 1,920円
		営利を目的とする場合	クレコート	1時間につき 10,560円
			道場	1時間につき 4,400円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。

ウ 電気使用料

使用区分		使用料
クレコート	全灯	1時間につき 520円
	半灯	1時間につき 260円
道場	全灯	1時間につき 130円

(新)

(14) 酒田市平田体育館

ア 全部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
高校生以下	クレコート	1時間につき	330円
	道場	1時間につき	70円
一般	クレコート	1時間につき	660円
	道場	1時間につき	140円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。

○ 光ヶ丘球技場

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(16) 酒田市光ヶ丘球技場

ア 球技場使用料

使用区分		使用料	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間につき 270円
		一般	1時間につき 550円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	1時間につき 550円
		一般	1時間につき 1,100円
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料を徴収しない場合		1時間につき 3,850円
	入場料を徴収する場合		1時間につき 6,600円

イ 球技場夜間照明設備使用料

使用区分	使用料
全灯使用	1時間につき 3,140円
2/3灯使用	1時間につき 2,100円
1/3灯使用	1時間につき 1,050円

(新)

(15) 酒田市光ヶ丘球技場

ア 球技場使用料

使用区分		使用料	
高校生以下	全面	1時間につき	550円
	片面	1時間につき	270円
一般	全面	1時間につき	1,100円
	片面	1時間につき	550円

イ 夜間照明設備使用料

使用区分		使用料	
全灯使用	全面	1時間につき	1,880円
	片面	1時間につき	940円
2/3灯使用	全面	1時間につき	1,250円
	片面	1時間につき	620円
1/3灯使用	全面	1時間につき	620円
	片面	1時間につき	310円

○ 飯森山多目的グラウンド、光ヶ丘多目的グラウンド、松山多目的運動広場、眺海の森グラウンド

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(新)

(17) 酒田市飯森山多目的グラウンド

使用区分		使用料	
アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収しない 場合	高校生以下	1時間につき 270円
		一般	1時間につき 550円
	入場料を徴収する 場合	高校生以下	1時間につき 550円
		一般	1時間につき 1,100円
アマチュアスポーツ以外の用途に 使用する 場合	入場料を徴収しない場合		1時間につき 3,850円
	入場料を徴収する場合		1時間につき 6,600円

(16) 酒田市飯森山多目的グラウンド

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 550円
一般	1時間につき 1,100円

(18) 酒田市光ヶ丘多目的グラウンド

ア 多目的グラウンド夜間照明設備使用料

使用区分	使用料
全灯使用	1時間につき 2,200円
2/3灯使用	1時間につき 1,470円
1/3灯使用	1時間につき 730円

(17) 酒田市光ヶ丘多目的グラウンド

ア 多目的グラウンド使用料

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 270円
一般	1時間につき 550円

イ 夜間照明設備使用料

使用区分	使用料
全灯使用	1時間につき 1,760円
2/3灯使用	1時間につき 1,160円
1/3灯使用	1時間につき 570円

(19) 酒田市松山多目的運動広場

ア 野球場使用料

使用区分	使用料
一般使用	1回につき 1,320円

摘要 使用料は、1回4時間以内とする。

(18) 酒田市松山多目的運動広場

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 320円
一般	1時間につき 640円

(20) 酒田市眺海の森グラウンド

ア 多目的グラウンド使用料

使用区分	使用料
一般使用	1時間につき 310円

(19) 酒田市眺海の森グラウンド

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 310円
一般	1時間につき 630円

○ 武道館

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(21) 酒田市武道館

ア 道場使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
高校生以下	全面	1時間につき	880円
	片面	1時間につき	440円
	1/4面	1時間につき	220円
一般	全面	1時間につき	1,760円
	片面	1時間につき	880円
	1/4面	1時間につき	440円

(イ) (ア) 以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

イ 相撲場使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下	1時間につき	330円
	一般	1時間につき	660円
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合		1時間につき	2,640円

(イ) (ア) 以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 附属施設及び設備使用料

(ア) 附属施設使用料

使用区分	使用料
第1会議室	1時間につき 220円
第2会議室	1時間につき 220円

(新)

(20) 酒田市武道館

ア 道場使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
高校生以下	全面	1時間につき	880円
	片面	1時間につき	440円
	1/4面	1時間につき	220円
一般	全面	1時間につき	1,760円
	片面	1時間につき	880円
	1/4面	1時間につき	440円

(イ) (ア) 以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

イ 相撲場使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 220円
一般	1時間につき 450円

(イ) (ア) 以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 附属施設及び設備使用料

(ア) 附属施設使用料

使用区分	使用料
第1会議室	1時間につき 220円
第2会議室	1時間につき 220円

備考 各会議室の使用料は、各会議室のみを単独で使用する場合とする。

(イ) 附属設備使用料

使用区分		使用料	
道場	暖房料	全面	1時間につき 1,050円
		片面	1時間につき 520円
		1/4面	1時間につき 260円
相撲場	暖房料	1時間につき 220円	
第1会議室	冷房料	1時間につき 110円	
	暖房料	1時間につき 110円	
第2会議室	冷房料	1時間につき 110円	
	暖房料	1時間につき 110円	
温水シャワー		1人1回につき 110円	

(ウ) 電気使用料

使用区分		使用料
道場	全面使用	1時間につき 520円
	片面使用	1時間につき 260円
	1/4面使用	1時間につき 130円
相撲場		1時間につき 60円

(イ) 附属設備使用料

使用区分		使用料	
道場	暖房料	全面	1時間につき 1,050円
		片面	1時間につき 520円
		1/4面	1時間につき 260円
相撲場	暖房料	1時間につき 220円	

○ 相撲場

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(22) 酒田市相撲場

ア 相撲場使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間につき 330円
		一般	1時間につき 660円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	1時間につき 660円
		一般	1時間につき 1,320円
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する 場合	入場料を徴収しない場合		1時間につき 2,640円
	入場料を徴収する場合		1時間につき 7,920円

(イ) (ア) 以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後6時までをそれぞれ1回とする。

(新)

(21) 酒田市相撲場

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 220円
一般	1時間につき 450円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで及び午後1時から午後6時までをそれぞれ1回とする。



○ 修道館

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(23) 酒田市修道館

ア 全部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
全面	1時間につき 550円
片面	1時間につき 270円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前8時30分から午後零時30分まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。

ウ 電気使用料

使用区分	使用料	
体育室	全面	1時間につき 310円
	片面	1時間につき 160円

(新)

(22) 酒田市修道館

ア 全部を単独で使用する場合

使用区分	使用料	
高校生以下	全面	1時間につき 270円
	片面	1時間につき 130円
一般	全面	1時間につき 550円
	片面	1時間につき 270円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前8時30分から午後零時30分まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。

○ 八森パークゴルフ場

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(26) 酒田市八森パークゴルフ場

ア パークゴルフ場使用料

使用区分	使用料	年間使用料
高校生以下	1人1日につき 110円	3,670円
一般	1人1日につき 220円	7,330円

イ クラブセット使用料

使用料
1人1日につき 110円

摘要 クラブセットは、クラブ1本とボール1個の一式とする。

(新)

(25) 酒田市八森パークゴルフ場

ア パークゴルフ場使用料

使用区分	使用料	年間使用料
高校生以下	1人1日につき 150円	5,540円
一般	1人1日につき 310円	11,480円

イ クラブセット使用料

使用料
1人1日につき 110円

備考 クラブセットは、クラブ1本とボール1個の一式とする。

○ 平田B&G海洋センター

所管課：スポーツ振興課 Tel.43-6658

(旧)

(1) 体育館

区分	使用料（1時間当たり）	備考
アリーナ	1,050円	1 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。 2 アリーナの半面の使用については、半額とする。 3 冷暖房の使用料は、所定の使用料に0.4を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 4 興行や営利を目的とする場合は、所定の使用料の5倍の額とする。
トレーニングルーム	420円	
ミーティングルーム	220円	

(2) プール

区分	使用料（1回当たり）	備考
小学生及び中学生	50円	1 使用の単位は、午前9時30分から午前11時30分まで、午後1時から午後2時50分まで、午後3時10分から午後5時までをそれぞれ1回とする。 2 小学校未就学児の場合は、引率者又は付添者が必要とする。この場合において、小学校未就学児の使用料は無料とし、当該引率者又は付添者の使用料は左記使用料区分による。なお、1人の引率者又は付添者が付添いできる小学校未就学児は、2人までとする。
高校生	110円	
大人	160円	

(新)

(1) 体育館使用料

区分		使用料	
アリーナ	高校生以下	全面	1時間につき 330円
		半面	1時間につき 160円
	一般	全面	1時間につき 660円
		半面	1時間につき 330円
トレーニングルーム	高校生以下	1時間につき 210円	
	一般	1時間につき 420円	

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。
- 2 入場料（入場料とみなされるものを含む。以下同じ。）を徴収するアマチュアスポーツの用途に使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 3 アマチュアスポーツ以外（プロスポーツ、コンサート等をいう。以下同じ。）の用途に使用する場合であって、入場料を徴収しない場合は、使用料の2倍の額とする。
- 4 アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合であって、入場料を徴収する場合は、使用料の5倍の額とする。
- 5 前項の場合であって、営利を目的として使用する場合は、同項の規定により算出した使用料の2倍の額とする。

(2) プール使用料

区分	使用料
小学生及び中学生	1人1回につき 90円
高校生	1人1回につき 160円
一般	1人1回につき 330円

備考

- 1 使用の単位は、午前9時30分から午前11時30分まで、午後1時から午後2時50分まで及び午後3時10分から午後5時までをそれぞれ1回とする。
- 2 小学校未就学児の場合は、引率者又は付添者が必要とする。この場合において、小学校未就学児の使用料は無料とし、当該引率者又は付添者の使用料は上記使用料区分による。なお、1人の引率者又は付添者が付添いできる小学校未就学児は、2人までとする。
- 3 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者1人の使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

## (3) ヨットカヌー場

区分	使用料（1回当たり）		備考
	高校生以下	大人	
オブティミストディングー	220円	420円	使用の単位は、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時までをそれぞれ1回とする。
カヌー	220円	420円	
セールボード	220円	420円	
ペアカヌー	310円	630円	
ローボード	310円	630円	
12フィートディングー	310円	630円	
ペダルボード	310円	630円	

## (3) ヨットカヌー等使用料

区分	高校生以下	一般
オブティミストディングー	1人1回につき 220円	1人1回につき 420円
カヌー	1人1回につき 220円	1人1回につき 420円
セールボード	1人1回につき 220円	1人1回につき 420円
ペアカヌー	1人1回につき 310円	1人1回につき 630円
ローボード	1人1回につき 310円	1人1回につき 630円
12フィートディングー	1人1回につき 310円	1人1回につき 630円
ペダルボード	1人1回につき 310円	1人1回につき 630円

## 備考

- 1 使用の単位は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までをそれぞれ1回とする。
- 2 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者1人の使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。